

平成28年度の労働基準行政の重点施策

栃木労働局では、平成28年度における労働基準行政の重点施策として、次の事項に取り組みます。

1 過重労働による健康障害防止のための対策

- (1) 過重労働による健康障害の発生が懸念される事業場等に対する重点的な監督指導
- (2) 基本的労働条件の枠組みの遵守徹底等
- (3) 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守徹底等
- (4) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な対応

2 特定労働者の労働条件の確保対策

- (1) 自動車運転者（トラック、タクシー、バス）の労働時間等の改善指導
- (2) 外国人労働者向け相談ダイヤル（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）と外国人労働者相談コーナー（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語）における相談実施
- (3) 障害者である労働者の法定労働条件の履行確保
- (4) 介護労働者の法定労働条件の履行確保
- (5) 派遣労働者の法定労働条件の履行確保
- (6) パートタイム労働者の法定労働条件の履行確保
- (7) 高校生アルバイトや満18歳未満の年少者の適正な使用の徹底

3 働く人々の安全と健康を守る対策

- (1) 第三次産業及び陸上貨物運送事業に対する重点的指導
- (2) 建設業や製造業に対する墜落、挟まれ等災害防止の指導
- (3) 全産業に対する「STOP！転倒災害プロジェクト」の展開
- (4) リスクアセスメント対策の実施率向上

4 労働者的心とからだの健康を確保します。

- (1) メンタルヘルスチェックの定着化
- (2) 中小規模事業場に対するメンタルヘルス対策の推進
- (3) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の推進
- (4) 化学物質取扱い事業場に対する法令遵守の徹底
- (5) 建築物等の解体工事等に対する石綿ばく露防止対策の徹底

5 最低賃金制度の適正な運営

地域最低賃金（10月発効）と特定最低賃金（12月発効）の周知及び履行確保

6 迅速・適正な労災補償の実施

- (1) 精神障害事案、脳・心臓疾患事案などの労災保険給付請求に対する認定基準等に基づいた迅速・適正な認定
- (2) 印刷事業場等において発生した胆管がん事案の労災保険給付請求に対する的確な調査の実施
- (3) 相談者等に対する懇切・丁寧な説明による請求漏れ防止と請求人に対する処理状況説明の徹底
- (4) 労災診療費の審査の徹底と医療機関への労災診療費算定基準の周知
- (5) 石綿関連疾患事案の労災保険給付請求に対する認定基準等に基づいた迅速・適正な補償